

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、有床診療所等が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に要する経費を助成することにより、有床診療所等において火災が発生した際に速やかに安全を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する事業を交付の対象とする。

(交付の相手方)

第4条 この補助金の交付の相手方は、市町等、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が適当と認める者とする。

(交付の対象外費用)

第5条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に掲げる区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とする。

イ アの選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,019千円を加算する。</p> <p>(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.9千円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.2千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 23.2千円</p> <p>(4) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 22.6千円</p>	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1	—
自動火災報知設備整備	<p>自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,050千円</p> <p>ただし、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)」(平成26年3月28日消防予第118号)の4(2)に該当し、新たに設置する場合に限る。</p>	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

- イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

- (12) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号及び第2号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。

- (2) 事業主体を変更すること
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

(申請手続)

第9条 この補助金の申請は、規則の別記様式第1による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、変更承認申請書（別記様式第1）に変更内容及び理由を記載した書類1部を添付して、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 この補助金の事業遂行状況については、別記様式第2による遂行状況報告書により、知事から要求があった場合は、知事が別に定める日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書を事業完了後1か月以内の日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の請求)

第13条 この補助金の請求は、規則の別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により第6条及び第9条から前条までの規定に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成26年度分（平成25年度からの繰越分）の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度分（平成26年度からの繰越分）の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年度分の補助金から適用する。